

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目6番18号



第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討され、14頁から15頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、**平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所	大阪市中央区北浜二丁目6番18号 当社18階会議室
3. 目的事項	■ 報告事項 1. 第99期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査役会の第99期連結計算書類監査結果報告の件 ■ 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役報酬額改定の件 第3号議案 監査役報酬額改定の件 第4号議案 取締役10名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は別添の第99期「報告書」に記載のとおりであります。
4. その他本招集ご通知に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（ http://www.shinsho.co.jp/ ）に掲載しておりますので、別添の第99期報告書には記載しておりません。したがって第99期報告書に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
5. 招集にあたっての決定事項	14頁から15頁までに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shinsho.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 当日当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の一層の業績向上等に向けた経営体制の充実やコーポレート・ガバナンスの強化に備えるために、定款第18条に定めた取締役員数の上限につき、現行の10名以内から12名以内に変更するものであります。

2. 定款の変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行どおり)
第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第18条 (取締役の員数) 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第19条～第41条 (条文省略)	第19条～第41条 (現行どおり)

第2号議案

取締役報酬額改定の件

現在の当社取締役の報酬額は、平成17年6月29日に開催された第87回定時株主総会において、月額21百万円以内としてご承認いただき今日にいたっておりますが、この間、コーポレート・ガバナンスの強化のため社外取締役を増員したことやその後の社会情勢の変化、その他諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額を現行の月額から年額に変更することにより、報酬額を年額352百万円以内（うち社外取締役は年額29百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）であり、第4号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、取締役は10名（うち社外取締役は2名）となります。

第3号議案

監査役報酬額改定の件

現在の当社監査役の報酬額は、平成6年6月29日に開催された第76回定時株主総会において、月額5.5百万円以内としてご承認いただき今日にいたっておりますが、今後の監査体制のさらなる充実のため監査役の職務と責任を考慮し、監査役の報酬額を現行の月額から年額に変更することにより、報酬額を年額75百万円以内（うち社外監査役は年額22百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。現在の監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

第4号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の一層の業績向上等に向けた経営体制の充実やコーポレート・ガバナンスの強化に備えるために、1名増員することとし、あらためて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式の数
5,100株

候補者番号 つ む ら ひ ろ よ し

1 津村 拓良（昭和29年11月30日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年4月	株式会社神戸製鋼所入社	平成27年6月	当社代表取締役、専務執行役員
平成19年4月	同社執行役員		鉄鋼本部長、神戸支社担当
平成22年4月	同社常務執行役員		現在に至る
平成23年6月	当社専務執行役員		
	鉄鋼本部副本部長		

取締役候補者とした理由：津村 拓良氏は、株式会社神戸製鋼所において常務執行役員、鉄鋼事業部門担当等を経て、平成23年6月には当社専務執行役員、鉄鋼本部副本部長に就任し、平成27年6月からは代表取締役専務執行役員、鉄鋼本部長を務めております。同氏は長年にわたり鉄鋼事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
4,200株

候補者番号 おおにし けんじ

2 大西 健司 (昭和30年4月1日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4 月	当社入社	平成27年 6 月	当社取締役、専務執行役員
平成19年 6 月	当社執行役員		機械・情報本部長
平成22年 6 月	当社常務執行役員		現在に至る

取締役候補者とした理由：大西 健司氏は、当社に入社後、平成19年6月には執行役員、機械・情報本部副本部長を経て、平成22年6月には常務執行役員に就任後、平成25年6月から神鋼商貿（上海）有限公司董事長兼総経理として、当社のグローバルビジネス展開に尽力しました。平成27年6月からは取締役専務執行役員、機械・情報本部長を務めております。同氏は長年にわたり機械・情報産業事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
8,100株

候補者番号 おかもと としかず

3 岡本 利一 (昭和30年1月3日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年 4 月	当社入社	平成27年 6 月	当社取締役、専務執行役員
平成20年 6 月	当社執行役員		経営企画部・人事部・総務部
平成23年 6 月	当社常務執行役員		法務審査部・資金部
平成24年 6 月	当社取締役、常務執行役員		海外地域管掌、監査部担当 現在に至る

取締役候補者とした理由：岡本 利一氏は、当社に入社後、平成20年6月には執行役員、経営企画部長を経て、平成24年6月には取締役常務執行役員に就任し、平成27年6月からは取締役専務執行役員として管理部門全般を管掌しております。同氏は経営全般及び管理・運営業務における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
1,900株

候補者番号 ごとう たかし

4 後藤 隆 (昭和32年1月11日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年 4月	株式会社神戸製鋼所入社	平成28年 6月	当社取締役、専務執行役員
平成23年 4月	同社執行役員		鉄鋼原料本部長
平成25年 4月	同社常務執行役員		現在に至る

取締役候補者とした理由：後藤 隆氏は、株式会社神戸製鋼所において平成23年4月には執行役員、平成25年4月には常務執行役員を経て、平成28年6月からは当社取締役専務執行役員、鉄鋼原料本部長を務めております。同氏は鉄鋼原料事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
1,500株

候補者番号 こみやま つかさ

5 小宮山 司 (昭和37年2月12日生)

再任

社外取締役

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成元年 8月	公認会計士登録	平成26年 6月	当社取締役
平成2年 9月	京橋監査法人入社		現在に至る
平成3年 2月	税理士登録	平成28年 6月	株式会社KTグループ監査役
	小宮山司税理士事務所開設 (現 GMA税理士法人 小宮山事務所)		現在に至る
	現在に至る		京橋監査法人代表社員
平成17年 7月	京橋監査法人代表社員		GMA税理士法人小宮山事務所所長
	現在に至る		株式会社KTグループ監査役

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由：小宮山 司氏は、公認会計士として財務及び会計に関して豊富な経験と幅広い見識を有し、監査法人での経験も長く、また、税理士として会社の経営についても深く携わっていることから、その専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は平成26年6月から当社の社外取締役に就任しており、その就任期間は本総会終結の時をもって3年間であります。



所有する当社の株式の数
1,100株

候補者番号 さかもと きよし

6 阪本 清 (昭和24年3月17日生)

再任

社外取締役

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月	司法修習終了、弁護士登録 (第一東京弁護士会)	平成28年6月	当社取締役	現在に至る
				現在に至る
平成14年6月	朝日信用金庫監事			現在に至る
				現在に至る
平成20年6月	株式会社全農ビジネス サポート監査役			現在に至る
				現在に至る
平成26年6月	協同住宅ローン株式会社 監査役			現在に至る
				現在に至る

重要な兼職の状況

朝日信用金庫監事
株式会社全農ビジネスサポート監査役
協同住宅ローン株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由：阪本 清氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、経営の監視を遂行するのに適任であることから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。同氏は平成28年6月から当社の社外取締役に就任しており、その就任期間は本総会終結の時をもって1年間であります。



所有する当社の株式の数
2,000株

候補者番号 もり ち たかふみ

7 森地 高文 (昭和33年10月15日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4 月	株式会社神戸製鋼所入社	平成20年 4 月	同社経営企画部長
平成16年 4 月	同社鉄鋼部門鉄鋼総括部担 当部長兼鉄鋼部門IPP本部 発電部担当部長	平成22年 4 月	同社理事、経営企画部長
		平成23年 4 月	同社執行役員
		平成25年 4 月	同社常務執行役員
平成17年 4 月	同社鉄鋼部門鉄鋼総括部長 兼鉄鋼部門IPP本部計画室 担当部長	平成27年 4 月	同社専務執行役員
		平成29年 4 月	同社専務執行役員、当社顧問 現在に至る

取締役候補者とした理由：森地 高文氏は、株式会社神戸製鋼所において鉄鋼部門鉄鋼総括部長等を経て、平成20年4月からは経営企画部長を務めました。平成23年4月には執行役員に就任し、平成25年4月には常務執行役員、平成27年4月からは専務執行役員を務めております。同氏は長年にわたり鉄鋼事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有していることに加えて、管理部門全般におけるマネジメント経験を有し、経営に深く携わってきました。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
1,500株

候補者番号 かとう ひろし

8 加藤 宏 (昭和32年8月30日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月	株式会社神戸製鋼所入社	平成21年1月	当社入社
平成16年4月	同社アルミ・銅カンパニー アルミ板営業部長	平成21年6月	当社執行役員 非鉄金属本部副本部長
平成16年7月	同社アルミ・銅カンパニー 自動車材営業部長	平成24年6月	当社常務執行役員 非鉄金属本部副本部長
平成19年1月	同社アルミ・銅カンパニー 容器材営業部長	平成25年3月	当社退任
平成20年4月	同社人事労政部付（部長待遇）（当社非鉄金属本部アルミ製品第一部長）	平成25年4月	株式会社神戸製鋼所入社 常務執行役員
平成20年6月	同社人事労政部付（理事待遇）（当社非鉄金属本部アルミ製品第一部長）	平成29年4月	同社常務執行役員、当社顧問 現在に至る

取締役候補者とした理由：加藤 宏氏は、株式会社神戸製鋼所に入社後、アルミ・銅製品事業部門を経て、平成20年4月には当社に非鉄金属本部アルミ製品第一部長として出向しました。その後、平成21年6月に執行役員を経て、平成24年6月には常務執行役員に就任し、平成25年3月まで当社の非鉄金属事業に従事しました。平成25年4月からは株式会社神戸製鋼所の常務執行役員であります。同氏は長年にわたり非鉄金属事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
4,400株

候補者番号 わたなべ ひろし

9 渡辺 寛 (昭和32年7月22日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月	当社入社	平成25年 6月	当社取締役、常務執行役員
平成20年 4月	当社鉄鋼原料本部東京原料部長		鉄鋼原料本部長
平成22年 6月	当社執行役員 鉄鋼原料本部副本部長	平成28年 6月	当社常務執行役員 経営企画部・人事部担当、 九州支社担当、中国支店担当
平成24年 6月	当社取締役、執行役員 鉄鋼原料本部長		現在に至る

取締役候補者とした理由：渡辺 寛氏は、当社に入社後、平成22年6月には執行役員、平成24年6月には取締役執行役員、鉄鋼原料本部長を経て、平成25年6月には取締役常務執行役員、鉄鋼原料本部長に就任し、当社の鉄鋼原料ビジネスのグローバル化を推進してきました。平成28年6月からは常務執行役員として経営企画部・人事部を中心とした管理部門全般におけるマネジメントを担当し、当社の経営に深く携わってきました。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数
2,700株

候補者番号 おおにし けんじ

10 大西 健児 (昭和33年3月11日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年 4月	当社入社	平成25年 6月	当社執行役員、溶材本部副本部長兼西日本溶材部長
平成16年 6月	当社溶材本部東日本溶材部長兼東京溶材グループ長	平成27年 6月	当社執行役員、溶材本部副本部長
平成22年10月	当社溶材本部副本部長兼東日本溶材部長		現在に至る

取締役候補者とした理由：大西 健児氏は、当社に入社後、平成16年6月には溶材本部東日本溶材部長、平成22年10月には溶材本部副本部長を経て、平成25年6月には執行役員に就任しました。同氏は長年にわたり溶材事業に従事し、同事業に関する豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小宮山 司氏及び阪本 清氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、小宮山 司氏及び阪本 清氏の選任が承認された場合は、当社定款第28条第2項の規定に基づき、両氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

本総会開催の時をもって、平成28年6月28日開催の第98回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 山地 敏行氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式の数
0株

かげ き よう い ち

蔭木 陽一 (昭和46年1月6日生)

社外監査役

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成5年4月	株式会社神戸製鋼所入社	平成24年4月	同社経営企画部主任部員
平成21年1月	同社機械エンジニアリングカンパニー圧縮機事業部回	平成28年4月	同社経営企画部担当部長
	転機営業部主任部員		現在に至る
平成22年4月	同社機械事業部門圧縮機事業部回転機営業部主任部員		

補欠の社外監査役候補者とした理由：蔭木 陽一氏は、株式会社神戸製鋼所での長年の経歴及び同社の経営スタッフとしての現職の経験を活かし、当社の経営全般に対する監査機能を充分果たしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 蔭木 陽一氏は、補欠の社外監査役候補者であり、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役の要件を満たしております。

3. 社外監査役候補者（補欠）と特定関係事業者の関係について

蔭木 陽一氏は、当社の特定関係事業者である株式会社神戸製鋼所において、経営企画部担当部長として勤務しており、同社の業務執行者であります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、本議案が原案どおり承認され、かつ欠員補充の必要が生じ、蔭木 陽一氏が社外監査役に就任した場合には、当社定款第36条第2項の規定に基づき、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

1. 取締役候補者及び監査役候補者の選定プロセス

すべての取締役候補者は、任期を1年とし、取締役会決議で決定し、定時株主総会決議による選任の対象としております。また、補欠監査役を含む監査役の候補者は、監査役会の同意を経たうえで、取締役会で決定し、定時株主総会決議による選任の対象としております。なお、選任に関する取締役会の意思決定手続きの透明性・公正性を確保するため、構成員の過半数を社外役員とする「指名諮問委員会」の事前審議を経たうえで意思決定を行っております。

2. 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）が次の各項目に掲げる基準のいずれにも該当することが無い場合に、当該社外役員に独立性があると判断いたします。

	項 目	基 準	過去要件 近親者要件
1	当社グループの主要な取引先又はその業務執行者	取引額が直前事業年度における当社グループの連結売上高の <u>2%</u> を超える取引先	・過去3年間に於いて左記のいずれかに該当していた者 ・左記のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族
2	当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者	直前事業年度における当社グループへの取引額が連結売上高若しくは総収入金額の <u>2%</u> の額を超える者	
3	当社の大株主又は当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者	総議決権の <u>10%</u> 以上の議決権を直接又は間接的に保有している者	
4	当社グループから役員報酬以外に多額の金額その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するものをいう。）	当社グループから役員報酬以外に直前の事業年度において <u>1,000万円</u> を超える財産を得ている者	
5	当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者	当社グループから直前の事業年度において <u>1,000万円</u> を超える財産を得ている者	
6	当社グループが主要株主である会社の業務執行者	当社グループが総議決権の <u>10%</u> 以上の議決権を保有している者	
7	当社グループが借入れを行っている主要な金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者	直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の <u>2%</u> を超える金融機関	
8	その他	前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者	—

以 上

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

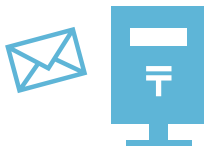
株主総会へご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権を行使することができます。

郵 送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、お早めにご返送ください。

行使期限 平成29年6月27日 午後5時15分まで

返送先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部



インターネット

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evot.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

行使期限 平成29年6月27日 午後5時15分まで



パソコンの場合

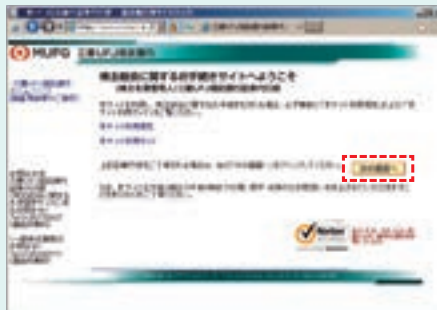
議決権行使サイト <http://www.evot.jp/>



1 議決権行使サイトへアクセス

「次の画面へ」をクリック

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック

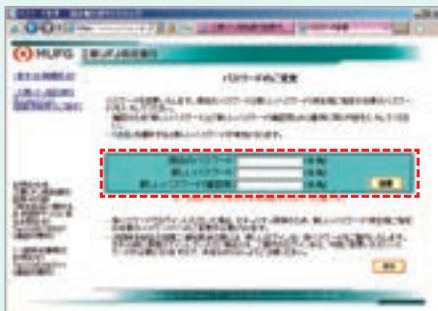


ご注意事項

- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございますのでご了承ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について(インターネット接続料金)は、株主様のご負担となります。

3 メニューから議決権行使を選択

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法による議決権行使方法として、左記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

議決権行使に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会会場ご案内図

会場

淀屋橋スクエア 18階 (当社 会議室)

大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番18号

TEL 06-6206-7010 (代表)



交通のご案内

- 地下鉄御堂筋線・京阪本線 「淀屋橋」 駅 12・13番出口 から徒歩5分
- 地下鉄堺筋線・京阪本線 「北 浜」 駅 25番出口 から徒歩5分

※駐車場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。